

裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市中央区北浜 2 丁目 1 番
3 号 北浜清友会館 8 階
由良・塚田法律事務所
弁護士 由良 尚文

処分庁

松原市福祉事務所長

審査請求人が令和 7 年 2 月 18 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和 6 年 12 月 2 日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和元年 10 月 31 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 令和 6 年 11 月 19 日、請求人は、処分庁に対し、保護費の再支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 3 処分庁は、令和 6 年 12 月 2 日付けで、請求人に対し、本件申請を却下する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- 4 請求人は、令和7年2月18日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人について

請求人は、昭和41年[]の男性であり、令和元年10月30日、A市から処分庁所管区域内に転居し（単独世帯）、同月31日から生活保護（生活扶助、住宅扶助）を受けてきた。

請求人は、令和6年10月7日、冬季加算の認定により、同年11月分の支給額につき10万7870円との変更決定を受け、同年11月11日、期末一時扶助の認定により、同年12月分の支給額につき12万2030円との変更決定を受けた。

請求人は、同年11月2日、上記11月分の生活保護費のうち10万7000円を引き出したが、同月3日午前0時30分ころ、同額全額の盗難に遭ってしまった。

イ 再支給申請却下に至る経緯

- (ア) 請求人は、令和6年11月2日、自転車でD市内に行っていた（なお、ケース記録には「インターネットカフェで仕事を探していた」などとの記載があるが、請求人がかような説明をしたことはない。）。

請求人は、青色合皮のカバン（茶色のベルト付き）と小物入れを所持していた。移動中は、自転車の前かごに荷物を入れ、カバンの中には、財布、銀行カード（B銀行）、マイナンバーカード、携帯電話（ガラケー、母の写真など大事なデータ入り）、自宅の鍵、ラップトップパソコン、請求書類（光熱費関係）、ハローワークの書類、手帳、名刺などが入っていた。

- (イ) 請求人は、同日、2回に分けて、B銀行の口座から3000円と10万4000円の合計10万7000円を引き出した。2回目に10万4000円を引き出したのは、午前中、C郵便局のATMであった。その後、請求人は、コンビニで歯ブラシを買ったくらいで、財布の中には10万円以上の現金が入っ

ていた。これは請求人の11月分の生活費すべてであった。

- (ウ) 請求人は、同年11月2日深夜から日が変わった同月3日にかけて、自転車でD市内から自宅のある処分庁所管区域内に向かっていた。途中、請求人がD市E区からF区の方へ向かっていると、急に強い尿意をもよおして我慢ができないような状態になった。

請求人は、自転車を漕ぎながら、Gの南北通路を通り、高架下の地下道を抜け、D市F区所在のH公園南口トイレ（以下「本件公衆トイレ」という。）を見つけ、その前に自転車を停めた。

請求人は、今にも漏れそうなほど強い尿意を感じていたが、駐輪してから高架下通路を振り返ったところ、高架下通路の左側隅に荷物を持ったホームレスが2名ほど横になっていた。また、高架下通路の向こうからこちらへ向かって歩いてくる男性が一人いた。

請求人は、本件公衆トイレに入って用を足して出てくるくらいの間は前かごに荷物を入れたままでも問題ないと判断して、リュックサックや小物入れを自転車の前かごに入れたまま、急いで本件公衆トイレに入って用を足した。

- (エ) 請求人は、本件公衆トイレの中で用を足して、自転車から目を離したのは数十秒程度の時間であった。請求人は、自転車の前かごに荷物を入れていることは気になっていたので、用を足している間も何回かは自転車の方の様子を見ようとしたが、壁の陰になっていたので自転車の様子までは確認できなかった。

請求人が用を足し終えようとしたとき、外でダンッ又はバンッという大きな音がしたので、請求人は、急いでチャックを上げてズボンを整え、外に出た。すると、自転車の前かごに入れていたはずのリュックサックと小物入れがなくなっていた。

- (オ) 請求人は、まず北側、つまり高架下通路方面を見たが、ホームレス男性が2名いる以外の人影はなかった。本件公衆トイレに入る前に確認した男性の姿は見当たらなかった。高架下通路を走って逃げていくような人もなかった。

請求人は、振り向いて南側、つまり高架下通路と反対側を確認したが、怪しい人影は見当たらなかった。

本件公衆トイレの脇に階段があったので、請求人は、この階段を上がって周囲を探したが、階段の正面の路地にも、階段を上って右手方向にも怪しい人影はなく、何者かが逃げて走って行くような物音も聞こえなかった。

請求人は、盗難被害に遭ったものと思い、周囲を走り回って犯人を探し

たが、何も手がかりはなかった。請求人は、高架下通路で寝ていたホームレス男性に声をかけて聞いたが、何も見ていないとのことであり、たまたま警察官2名が通りかかり、置き引きの被害に遭ったことを相談したが、同警察官らはI警察署の警察官であり、本件公衆トイレを所轄する警察署はJ警察署であると言われ、同警察署に相談するよう言われた。

請求人は、午前2時ころまで、周囲を探したり、警察官に相談したり、J警察署に行って被害届を出したりしたが、結局その日は近くで野宿をして夜を明かした。

(カ) 盗難されたカバンの中には、自宅の鍵が入っており、請求人は自宅に帰ることもできなかった。また、携帯電話もお金もないので、知人に連絡することもできなかった。そこで、請求人は、A市内に住んでいる中学校時代の恩師であるK氏に自宅まで自転車で行って相談に乗ってもらい、ご飯を食べさせてもらったり、お金を貸してもらったり（合計8万円）、解錠業者に連絡を入れるなどした。

請求人は、同月5日午前、処分庁所管区域の市議会議員とともに処分庁に赴き盗難被害を申告し、家主に合鍵の交付を依頼するために保護申請時に提出していた賃貸借契約書等のコピーをもらうとともに、社会福祉協議会のフードバンクの説明を受けた。

請求人は、同月8日及び13日、市議会議員やK氏ともに盗難被害を理由として保護費の再支給を相談したが、再支給のできないとの一点張りで取り合ってもらえなかった。

(キ) 請求人は、同月19日、正式に書面による本件申請をしたが、同年12月2日、以下の理由で、本件申請は却下された。

「令和6年11月19日に申請された生活保護費再支給について」、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10-4」及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の間16」に基づき再支給について本福祉事務所において検討した結果、当該申請者は盗難により11月分の生活保護費107,870円を含む11万円の生活保護費を失っている事実はあるものの、当該申請者は自転車のかごに11万円の生活保護費が入ったリュックをおいたままトイレのため自転車を離れている間に盗難に遭っており、社会通念上一般に要求される程度の注意をしておらず、不可抗力により前渡生活保護金品を失ったとはいえない。また、社会福祉協議会による食糧支援や知人からの8万円の金銭貸与により最低生活を維持できる状況にあることを確認している。尚、当該金銭貸

与金については緊急時の臨時的なものであり、生活を維持するために使用するものであることから「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8-3-(3)-ウ」に基づき収入認定除外とする。したがって、生活保護費の再支給は必要ないと判断し、生活保護費再支給の申請を却下します。」

ウ 再支給申請却下決定処分 of 違法性

(ア) 関係通知

本件処分の判断根拠とされた関係通知は、以下のとおりである。

a 局長通知第 10-4

4 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

b 課長通知第 10 の問 16

〔扶助費の再支給に係る留意事項〕

問 （第 10 の 16）扶助費の再支給を行うに当たり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2 調査及び指導等

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと

3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することの内容に配慮すること。

4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

(イ) 再支給の裁量権

「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 10-16 では、盗難等の再支給について「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合にも当然に再支給の義務を負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである」としており、再支給の可否について、生活保護実施機関の裁量を認めている。

しかし、生活保護実施機関の再支給に関する裁量は、自由裁量ではなく、生活保護実施機関の裁量があることを前提としつつも、その判断要素の選択や判断過程に合理性があることを必要とし、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠く場合は裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。また、同判断に際して、重視すべきでない考慮要素を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いており、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いている場合は裁量権の逸脱又は濫用があるというべきである。

(ウ) 「不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」の「盗難」という独自

の判断基準を用いていること（無差別平等の原則違反）

上記通達では、再支給事由を「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」として、「盗難」、「強奪」及び「その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」としている。「盗難」が窃盗被害を指し、「強奪」が強盗又は恐喝被害を指していることは明らかであり、これに被害者側の落ち度の有無は問題とされていない。

「その他不可抗力」については、「その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない」とされており、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず前渡金品等を遺失したことが挙げられている。

上記通知では、「盗難」と「強奪」の被害に遭えば、無条件で再支給の検討対象になり、「遺失」（落とし物、紛失）の場合は「社会通念上一般に要求される程度の注意をした」か否かが問題となるとされていると解するべきである。

それにもかかわらず、本件処分においては、「盗難」について、さらに「社会通念上一般に要求される程度の注意」を払っていたのに「盗難」に遭ったことと限定して解釈している。

生活保護は、生活に困窮する国民に無差別平等に実施されることが原則である（法2条）。性別、社会的身分はもとより、生活困窮に陥った原因の如何は一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行う。生活保護を利用していない者が盗難被害に遭い、生活困窮して生活保護の申請をした場合、盗難被害に遭ったことにつき帰責性があるとか、社会通念上一般に要求されている程度の注意を怠ったがゆえの盗難であるとかして、生活保護を受けられないという事態はない。

生活保護費の再支給においても、盗難被害に遭ったことが事実であり、これにより生活困窮に陥っているのであれば、無差別平等の原則に照らし、要保護性と再支給が認められるべきである。

上記通知は、「不可抗力」の例示として「盗難」と「強奪」を挙げているのであり、これに「社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず」被害に遭った「盗難」や「強奪」などとはしていない。

処分庁の判断は、「不可抗力」の典型例である「盗難」について、あえて「社会通念上一般に要求される程度の注意をした」「盗難」と限定解釈を行っている。

上記通知では、「金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること」とされているが、請求人は、盗難被害に遭ってすぐに

被害届を出している。

処分庁は、上記通達に沿わず、独自の判断基準を用いて再支給を認めなかったものであり、この判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠く。

(エ) 事実認定も重要な事実の基礎を欠くこと

仮に盗難被害について、社会通念上一般に要求される程度の注意を払った盗難被害と、そうでない盗難被害を区別するとしても、本件処分の前提とする事実認定は重要な事実の基礎を欠いている。

盗難の被害者側の落ち度としては、時間帯、場所、態様、被害者側の体調、払った注意等をもとに総合的に判断すべきである。

本件の場合、盗難の遭った時間帯は、深夜の午前0時30分ころであり、日中や夜などの人通りが多い時間帯ではない。請求人は、本件公衆トイレに入る前、周囲を確認したが、周囲には高架下通路に横になっているホームレス2名と、高架下通路のかなり離れた向こうを歩いている男性が1名しかいなかった。

また、盗難被害に遭った場所も、人通りのほとんどない場所である。少なくとも請求人が用を足して自転車に戻るまでの間は、誰も近づいてこないような様子の場所であった。

さらに、請求人が自転車を離れた態様も、本件公衆トイレの入り口前すぐの場所に停め、わずか1～2mの場所の男性用便器で用を足したすぎない。目を離した時間もわずか数十秒であった。

請求人は、今にも漏れそうなほど強い尿意を感じており、本件公衆トイレに駆け込んだが、用を足している間も、自転車の前かごに荷物を入れたままにしていることは気になり、用を足している間も何回かは自転車の方の様子を見ようとした（あいにく壁の陰になっては確認できなかった。）。

外で物音を聞いた時も、すぐに急いでチャックを上げてズボンを整えて、外に飛び出し、その後も周囲をくまなく探した。

仮に請求人が、不特定多数の通行人が行き交う時間帯と場所に、数十分間もリュックを放置して離れていたのであれば、これは社会通念上一般に要求される程度の注意を払っていないと言われるかもしれないが、本件の場合、請求人は社会通念上一般に要求される程度の注意を払っていたことは明らかである。

本件処分の判断の前提となった事実認定には、請求人が社会通念上一般に要求される程度の注意をしなかったと認定していることに関し、重要な事実につき基礎を欠いている。

(オ) 要考慮事項でない食糧支援や知人の金銭貸与を重視していること

本件処分は「社会福祉協議会による食糧支援や知人からの8万円の金銭貸与により最低生活を維持できる状況にあることを確認している」として、食糧支援やK氏からの貸付によって最低生活を維持できる状況になっているなどとしている。

しかし、社会福祉協議会の食糧支援は一人につき1回支援するのが原則であり、何度も支援を受けられるような制度ではない。

また、K氏は、請求人の中学校時代の恩師にすぎず、扶養義務を負うような関係ではない。他人からの貸付は、あくまで消費貸借契約であり、保護費の再支給によって返済されるべきものである。

いずれも再支給を不要とする考慮をされるべきではなく、本件処分には重視すべきでない考慮要素を重視し、当然考慮すべき事項を十分考慮していない違法がある。

(カ) 収入認定除外の理由もおかしいこと

処分庁は、K氏からの借入金8万円について、「当該金銭貸与金については緊急時の臨時的なものであり、生活を維持するために使用するものであることから次官通知第8-3-(3)-ウ」に基づき収入認定除外とする」などとしている。

しかし、上記通知第8-3-(3)-ウは、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」について収入認定しないとしているが、これは①事業開始等の貸付資金、就学資金、医療費等貸付資金、結婚資金又は国や地方公共団体からの住宅資金等に限定列举され、かつ②貸付前に保護実施機関の事前承認があること、③現実に当該貸付の趣旨に即して使用されているものに限るとされている。

知人からの借入金は、上記①の限定列举のいずれにも該当せず、②の生活保護実施機関の事前承認も受けていない。また、請求人は、保護費の再支給が認められた場合は、速やかに返還する義務を負っているものであり、そもそも収入認定除外とできるのか疑問があるばかりか、収入認定しないことと引き換えに再支給申請を却下できるような事情にすることもできない。

(キ) 小括

以上のとおり、本件処分の判断は、重要な事実の基礎を欠いている上に、重視すべきでない考慮要素を重視し、考慮した事項に対する評価が明らか

に合理性を欠いており、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮しなかった結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているものであるから、処分庁の判断は裁量権の逸脱又は濫用があるものとして違法である。

エ 再申請却下決定処分の不当性

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服審査においては、行政庁の違法な処分のみならず不当な処分も取り消しの対象となる（同法 1 条 1 項等）、本件処分が不当であることは明らかであるから、本件処分は不当性を理由にしても取り消されるべきである。

（2）請求人が前記（1）と同時に審査庁に提出した陳述書には、次の趣旨の記載がある。

令和 6 年 11 月 3 日午前 0 時 30 分過ぎころに被害に遭った窃盗（置き引き）被害について説明します。

ア 請求人は、前日の令和 6 年 11 月 2 日は自転車で D 市内に行っていました。

持ち物は、青色合皮のカバン（茶色のベルト付き）と小物入れでした。

カバンの中には、財布、銀行カード（B 銀行）、マイナンバーカード、携帯電話（ガラケー、母の写真など大事なデータ入り）、自宅の鍵、ラップトップパソコン、請求書類（光熱費関係）、ハローワークの書類、手帳、名刺、母の写真などを入っていました。

自転車で移動している際は、前かごにカバンと小物入れを入れていました。11 月 2 日は、D 市 N 区のビルに行ったりしていました。

イ 11 月 1 日が生活保護費の支給日で、請求人の B 銀行の銀行口座に 10 万 7870 円が振り込まれました。請求人は、11 月 2 日、2 回に分けて、3000 円と 10 万 4000 円の合計 10 万 7000 円を引き出しました。

2 回目に 10 万 4000 円を引き出したのは、確か午前中、C 郵便局の ATM においてではなかったかと思います。その後は、コンビニで歯ブラシを買ったくらいで、財布の中には 10 万円以上の現金が入っていました。これは請求人の 11 月分の生活費すべてでした。

ウ 請求人は、11 月 2 日深夜から日が変わった 11 月 3 日にかけて、自転車で D 市内から自宅のある処分庁所管区域内に向かっていました。途中、E 区から F 区の方へ向かっていると、急に尿意をもよおし、我慢ができないような

状態になりました。

Gを抜けて高架下の地下道を抜けると、道の左側に公衆トイレを見つけました。これが今回の窃盗被害に遭った、D市F区所在のH公園南口トイレです。

エ 請求人は、急いで公衆トイレの前に自転車を停めました。

請求人は、自転車を停めて、高架下通路を振り返りました。

高架下通路の左側隅に荷物を持ったホームレスの方が2名ほど横になるなどしていました。さらに、通路の遠い向こうからこちらへ向かって歩いてくる男性が一人いました。男性はサラリーマン風で、ちょっといかつい感じの方でした。

自転車を停めた際も、前かごにはリュックサック、小物入れに使っていたラップトップケース、ペットボトル飲料を入れていました。ラップトップケースとペットボトル飲料をかごに入れ、その上にリュックサックを覆うように入れていました。

オ 請求人は、強い尿意を覚えており、我慢できずに漏れそうだったので、リュックサックや小物入れを自転車の前かごに入れたまま、急いで公衆トイレに入りました。

請求人は、数十秒間、公衆トイレの中で用を足しました。自転車の前かごに荷物を入れていることは気になっていたのも、用を足している間も何回かは自転車の方の様子は気にしましたが、壁の陰になっていたのも自転車の様子までは見えませんでした。

請求人が用を足し終えようとした時でしたが、いきなり外でダンッ又はバンッという大きな音がしました。請求人は急いでチャックを上げてズボンを整え、外に出ましたが、自転車の前かごに入れていたはずのリュックサックと小物入れがなくなっていました。ペットボトル飲料は残っていました。

カ 請求人はパニックになって、慌てて道路に出て、まず高架下通路の方を見ましたが、ホームレス男性が2名いる以外は人影はありませんでした。トイレに入る前に確認した歩いている男性の姿はありませんでした。高架下通路を走って逃げていくような人もいませんでした。

請求人は、振り向いて南側、つまり高架下通路と反対側も確認しました。請求人が見た風景としては、怪しい人影は見えませんでした。

公衆トイレの脇に階段があり、請求人は犯人はこの階段を逃げてたのではないかと思いました。請求人は、この階段を上がって周囲を探しましたが、階段の正面は路地になっており、正面の路地にも怪しい人影はありませんでした。そこで、請求人は階段を上って右手方向に逃げたのではないかと

思いましたが、こちらにも怪しい人影はありませんでした。何者かが逃げて走って行くような音も聞こえませんでした。

キ 請求人は、1ヶ月の生活保護費だけでなく、自宅の鍵やマイナンバーカードまで入っているカバンを盗まれたと思ったので、周囲を走り回って探しましたが、何も手がかりはありませんでした。

高架下通路で寝ていたホームレス男性に声をかけて、「何か見ませんでしたか」と聞いたのですが、慌ててパニック状態で立ったまま寝ているホームレス男性を見下ろすような姿勢で聞いてしまい、「人に物を聞くとときに見下ろして聞くな」と怒られました。請求人はお詫びをしてしゃがんで、もう一度丁寧に聞きましたが、何も見ていない、気付かなかったということでした。

たまたま警察官2名が通りかかり、置き引きの被害に遭ったことを相談しましたが、高架下通路の北側がI警察署の管轄で、その警察官はI警察の方々でしたので、高架下通路の南側はJ警察署の管轄だからJ警察署に相談するように言われました。

午前2時ころまで、周囲を探したり、警察官に相談したり、J警察署に行き、被害届を出したりして、結局その日は近くで野宿をして夜を明かしました。

ク それからは鍵も携帯電話もお金もないので、どうしようもなく、請求人はA市内に住んでいる中学校時代の恩師の先生の自宅まで自転車で行って相談に乗ってもらい、ご飯を食べさせてもらったり、お金を貸してもらったり、解錠業者に相談してもらったりしました。

結局、家主の方に連絡してスペアキーを送ってもらい、数日後に自宅に入れましたが、それまでは簡易宿泊所に寝泊まりして、本当にたいへんな数日間でした。

ケ 以上が請求人が窃盗の置き引き被害に遭ったときの状況です。

(3) 請求人から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 令和6年10月7日付けの保護決定(変更)通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」「1 保護の種類及び支給額 種類(中略)11月分以降支給額(中略)合計 107,870円」、「2 扶助金支給日 定例支給日は毎月5日(休日の場合はその前日)」。3 保護の変更の時期 令和6年11月1日」との記載がある。

イ B銀行の請求人名義の預金通帳には、「年月日 6-11-01(中略)お

預り金額 振込 107,870 処分庁所管区域の市カイケイカンリ（中略）年月日 6-11-02（中略）お支払金額 カード 3,000（中略）年月日 6-11-02（中略）お支払金額 カード 104,000」との記載がある。

ウ 令和6年11月3日付けの書面には、「あなたの「被害届」を受理したのはJ警察署刑事課です。」との記載がある。

エ 令和6年11月11日付けの保護決定（変更）通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。」「1 保護の種類及び支給額 種類（中略）12月分以降支給額（中略）合計 122,030 円」、「2 扶助金支給日 定例支給日は毎月5日（休日の場合はその前日）。3 保護の変更の時期 令和6年12月1日」との記載がある。

オ 令和6年12月2日付けの本件処分通知書には、「令和6年11月18日付け申請書によって令和6年11月19日に申請された生活保護法による生活保護費の再支給申請については、以下の理由で却下します。・1 却下の理由 令和6年11月19日に申請された生活保護費再支給について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）第10-4」及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知）第10の問16」に基づき再支給について本福祉事務所において検討した結果、当該申請者は盗難により11月分の生活保護費107,870円を含む11万円の生活保護費を失っている事実はあるものの、当該申請者は自転車のかごに11万円の生活保護費が入ったリュックを置いたままトイレのため自転車を離れている間に盗難に遭っており、社会通念上一般に要求される程度の注意をしておらず、不可抗力により前渡生活保護金品を失ったとはいえない。また、社会福祉協議会による食料支援や知人からの8万円の金銭貸与により最低生活を維持できる状況にあることを確認している。尚、当該金銭貸与金については緊急時の臨時的なものであり、生活を維持するために使用するものであることから「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3-（3）-ウ」に基づき収入認定除外とする。したがって、生活保護費の再支給は必要ないと判断し、生活保護費再支給の申請を却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

（1）審理員が令和7年3月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の

記載がある。

ア 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。

イ 処分内容及び理由等

(ア) 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

生活保護費再支給の認容要件は以下の通りである。

局長通知第 10－4

前渡された保護金品又は収入として認定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以降の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準額の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流出し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強盗その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

課長通知問第 10 の 16

問（第 10 の 16）扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

1 盗難、強盗その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強盗

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2 調査及び指導

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査

等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することの内容に配慮すること。

4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、事故の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

問答集 2 扶助費の再支給問 10-16 保護金品の再支給

(問) 前渡された保護金品を災害盗難等により失った場合、必ず再支給しなければならないか。

(答) 本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。

実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。

したがって、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最小限度の額を支給することとすべきである。

(イ) 処分内容及び理由

a 認定した事実

請求人は、深夜にホームレスや通行人のいる場所にも関わらず自転車の前かごに令和6年11月分の生活保護費全額や家の鍵などの貴重品が入ったリュックサックを放置して公衆トイレで用を足している間に盗難に遭い、盗難被害に遭ってすぐに被害届を提出したという事実は認められる。しかし、お金などの貴重品の管理においては不適切な行動である。

令和6年11月25日に請求人の自宅に処分庁職員3名で訪問し、リュックサックを放置した時の状況確認、生活状況の確認を行った。令和6年

11月13日に社会福祉協議会により受けた食糧支援や請求人が買いためである食糧があるため、令和6年12月の生活保護費支給日（令和6年12月4日）まで困らないだけの食糧がまだ残っていることが確認できた。また、請求人の中学時代の恩師であり請求人宅の保証人でもあるK氏から8万円の金銭貸与も受けたと請求人は主張している。

以上のことから、最低生活を維持できる状態にあったという事実が認められる

b 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

認定した事実を法令等に当てはめると以下のとおりとなる。

貴重品が入ったリュックサックを自転車の前かごに放置したまま公衆トイレで用を足したという請求人の行動は社会通念上一般に要求される程度の注意を払っていたとは言えず局長通知第10-4-(2)及び課長通知問第10の16に規定される要件を満たしているとは言えない。

また、問答集2扶助費の再支給の問10-16保護金品の再支給より、本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではなく、また、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最小限度の額を支給することとすべきであると示されており、請求人からの事情を詳細に聴取するとともに、実地調査を含めた事実の調査を行い、生活保護費の再支給がなくても最低生活の維持ができる状態にあったという事実の確認を行っている。

c 処分の内容

局長通知第10-4-(2)及び課長通知問第10の16に示されている盗難とは後述される不可抗力の例示であり、保護費の再支給を行うにあたり、社会通念上一般に要求される程度の注意を払っていたと言い難い場合には支給対象から除くべきである。

本件においては、深夜に目が届く範囲ですら2人のホームレスや通行人がいるにも関わらず令和6年11月分生活保護費全額や家の鍵などの貴重品が入ったリュックサックを自転車の前かごに放置し公衆トイレで用を足したことは社会通念上一般に要求される程度の注意を払っていたと言い難い。また、強い尿意を感じていたとしても貴重品の入ったリュックサックを公衆トイレ内に持ち込む程度のことは容易に行える。加えて、社会福祉協議会による食糧支援や知人からの金銭貸与により最低生活を

維持できる状態にあったという事実も確認できている。

以上の認定した事実及び当てはめから組織的に検討し、請求人にはかなりの落ち度があるため本件処分を行なった。

ウ 結論

盗難被害にあったことで数日間自宅に入れなかった点や警察に被害届を出した点などから、請求人が実際に盗難被害に遭ったということは推認できる。しかし、公衆トイレでの請求人の行為は社会通念上一般に要求される程度の注意を払っていたとは言い難い。また、大家の協力を得て令和6年11月9日から自宅に入ることができ、自宅に食糧を買いためていたことに加え、社会福祉協議会の食糧支援を受けたことなどから最低生活を維持できていたと言える。

以上のことから、本件処分には違法又は不当な点はない。

(2) 処分庁から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 請求人世帯の保護台帳には、「保護開始日 R1. 10. 31」との記載がある。

イ 令和6年11月5日付けのケース記録票には、「請求人来所（L市議、M元市議同席） 11月3日に置き引きに遭い、財布、家の鍵、ケータイ、ハローワーク関係の書類を紛失したとのこと。被害届は提出しているとのこと。財布にはマイナンバーカード、11月分の保護費全額が入っていたとのこと。大家の連絡先を知りたいとのことだったため保護申請時に提出された賃貸借契約書と重要事項説明書をコピーし請求人に手渡した。社会福祉協議会のフードバンクについても説明を行った。12月分からの保護費は窓口支給に変更する。」との記載がある。

ウ 令和6年11月19日に処分庁が受領した保護開始（変更）申請書には、「申請の理由 盗難にあい、再支給なしでは、家賃、光熱費等の支払いが困難なため。上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。令和6年11月18日 処分庁殿（中略）氏名 請求人」との記載がある。

エ 令和6年11月25日付けのケース記録票には、「請求人宅へ訪問（ケースワーカー、係長同行）（中略）フードバンクの食料は12月の支給日までは困らないだけの量残っているとのこと。家賃を支払うと所持金は2,000円程度

しか残らないとのこと。」「請求人は半年ほど前から保護費入金後すぐに引き出し、電気代やガス料金、家賃の支払いに充てているとのこと。11月分保護費は11月1日に（中略）郵便局で保護費を引出したとのこと。手持ちのお金がなく困ったため、A市にあるK氏宅へ自転車でいった。事情を話すと1万円を貸してくれたとのこと。」「8日にK氏宅を訪れた際7万円を貸してもらった。」との記載がある。

オ 令和6年11月29日に開催されたケース診断会議議事録には、「世帯主氏名 請求人」、「協議案件 生活保護費の再支給について（中略）経過など 別紙参照 処遇の方針 本件において、請求人は盗難により保護費を失っている事実はあるものの、請求人は社会通念上一般に要求される程度の注意をしておらず、不可抗力により前渡保護金品を失ったとはいえない。また、食料の現物支給や知人からの金銭的支援等の方法により最低生活を維持できている。尚、当該金銭的支援については緊急時の臨時的なものであることなどから次第8-3-(3)-アに基づき収入認定除外とする。したがって、生活保護費の再支給は必要ない判断し、令和6年11月18日付けの保護費再支給の申請を却下しても問題ないか。協議結果 請求人から経過や現況の確認を行い、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第10-4」及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10の問16」と本件を照らし合わせ総合的に判断した結果、生活保護費の再支給は行わないこととし、生活保護費再支給の申請を却下とする。」「別紙（中略）11月28日 現場であるH公園南口の公衆トイレにて現地調査を行う。調査時は昼間であったが周囲にはホームレスが数人おり、深夜にも関わらず荷物を自転車に置きっぱなしにしておくのは不注意極まりないと感じた。」との記載がある。

カ 前記1請求人の主張（3）オと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- （1）法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法

第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び法第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)を定めている。

- (3) 法第12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの 二 移送」と定めている。

- (4) 局長通知第10の4は、扶助費の再支給について、「前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。」と定め、(2)において、「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」と定めている。

- (5) 課長通知第10の問16の答は、扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項として、「1 盗難、強奪その他不可抗力の認定」においては、「(1) 盗難、強奪 金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。(2) その他不可抗力 その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。」と定めている。また、「2 調査及び指導等」においては、「(1) 事実の調査 被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。(中略)」と定めている。さらに、「4 預貯金の活

用」においては、「被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。」と定めている。

- (6) 問答集問 10 の 16 の答は、保護金品の再支給について、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。したがって、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給することとすべきである。」と記している。

2 本件処分について

- (1) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) 才及び 2 (2) 力のとおり、処分庁は、請求人が盗難に遭い保護費を失ったことによる保護費の再支給申請に対し、社会通念上一般に要求される程度の注意をしておらず、不可抗力により前渡保護金品を失ったとはいえないこと、社会福祉協議会による食糧支援や知人からの金銭貸与により最低生活を維持できる状況であることを確認していること及び当該金銭貸与金については収入認定除外とすることを理由に、保護費の再支給申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

そこで、再支給を行うに当たっては、はじめに、窃盗、強奪その他不可抗力により前渡保護金品を失った場合という要件該当性判断について（争点 1）、次に、支給の要否及び支給の範囲について（争点 2）検討することにより再支給の決定に至ることから、争点 1 についてまず検討する。

(2) 要件該当性判断について（争点 1）

前記 1 (4) のとおり、前渡保護金品等の再支給の要件として、盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失ったと評価できることが必要であり、その認定については、前記 1 (5) のとおり、盗難の場合は金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせることとし、その他不可効力の場合においては、遺失等を挙げ、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない旨及び遺失届の提出が必要である旨定めている。

また、前記 1 (5) 及び (6) のとおり、扶助費の再支給における手続においては、本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に

確認することとされている。

これを本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1(3)アからウまで及び2(2)イからオまでのとおり、①令和6年11月3日、請求人は置き引きに遭い、同月分の保護費のうちほぼ全額である107,000円が入った財布等を紛失したこと、②同日、請求人は、警察署に被害届を提出したこと、③同月19日、請求人が同月分の保護費の再支給申請を行ったこと、④同月28日、処分庁は、事件現場において現地調査を行い、調査員は、調査時は昼間であったが周囲にはホームレスが数人おり、深夜にも関わらず荷物を自転車に置きっぱなしにしておくのは不注意極まりないと感じたこと、⑤同月29日、処分庁は、ケース診断会議において、処遇の方針として、請求人は盗難により保護費を失っている事実はあるものの、社会通念上一般に要求される程度の注意をしておらず、また、不可抗力により前渡保護金品を失ったとはいえ、食料の現物支給や知人から金銭的支援等により最低生活を維持できていることなどから、本件申請を却下する旨を決定したことが認められる。

そして、請求人に対する被害金品及び事件当時の状況を聞き取るとともに、現地調査を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について確認を行っており、請求人の申請に対し、扶助費の再支給を行うための調査を経た事実が認められる。

次に、盗難、強奪その他不可抗力の要件について検討する。「盗難」についてみると、窃盗罪(刑法(明治40年法律第45号)第235条)において規定するとおり、窃取による他人の物に対する占有(所有)権の侵害行為をいうのに対し、「遺失」とは、他人による窃取等以外の原因によって物の占有を離れた状態をいうものとされるところ(刑法第254条、民法(明治29年法律第89号)240条参照)、占有を離れたか否かは、占有者の実力的支配を離れたかどうかにより判断され、時間的・場所的接近性、見通し状況、被害者の認識・行動を踏まえ判断する。

これを本件についてみると、請求人は自転車の前かごに荷物を積んだまま自転車を駐輪したものの、用を足す時間が短時間であることや付近を気にしていたことを踏まえると、荷物はなお請求人の実力的支配内にあり請求人の占有を離れたとはいえ、荷物が請求人の占有を離れ、遺失したと評価する根拠はない。そうすると、本件は前記1(5)中、「(1)盗難、強盗」により前渡保護金品等を失った場合の留意事項に基づいて判断すべきであり、請求人は被害届を提出して捜査依頼をしたことを踏まえると、当該留意事項の規定内容を充足するものと考えられる。しかしながら、処分庁は、盗難の事実及び被害届を提出した事実を認める一方で、前記1(5)中、「(2)その他不可抗力」によって前渡保護金品等を失った場合の留意事項に基づき、「社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが

挙証されない限り、不可抗力とは認められない。」との定めを本件に適用し、その結果、「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」に該当しないと判断しており、前記1（4）の再支給要件及び前記1（5）の留意事項の解釈・適用を誤ったものと認められる。

以上より、処分庁は、請求人が「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」に該当し、扶助費の再支給の認められる場合に当たるにも関わらず、前記1（5）の規定中、「盗難」に遭った場合における不可抗力の認定を行うべきにもかかわらず、その解釈及び適用を誤った瑕疵があるといえ、当該事由に基づき本件申請を却下した本件処分には、重要な事実の基礎を欠くとともに、事実に対する評価が明らかに合理性を欠き、その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないことによりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるから、争点2について判断するまでもなく、本件処分は取消しを免れない。

（3）本件処分に係る判断の過程について以下付言する。

処分庁は、請求人は、大家の協力を得て令和6年11月9日から自宅に入ることができ、自宅に食料を買いためていたことに加え、社会福祉協議会の食糧支援を受けたことなどから最低生活を維持できていたと言える旨主張する。

前記1（3）のとおり、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の範囲内において行われることとされている。また、前記1（4）のとおり、扶助費の再支給にあたっては、盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合については、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できることとされている。さらに、前記1（6）のとおり、保護金品の再支給にあたっては、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給すべきであることとされている。

これを本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2（2）エ及びオのとおり、①令和6年11月25日、処分庁は訪問調査を行い、請求人から置引きに遭った時の状況について聴取するとともに、知人から80,000円の金銭貸与を受けたこと、フードバンクの食料は12月の保護費支給日までは困らないだけの量残っていること及び家賃を支払うと所持金は2,000円程度しか残らないことを聴取したこと、②同月29日、処分庁は、ケース診断会議にて、請求人は盗難により保護費を失っている事実はあるものの、社会通念上一般に要求される程度の注意をしておらず、不可抗力により前渡保

護金品を失ったとはいえないこと、食料の現物支給や知人からの金銭的支援等の方法により最低生活を維持できていること及び当該金銭的支援については緊急時の臨時的なものであることなどから収入認定除外とするとの処遇の方針を踏まえ、前記1(4)及び(5)に照らし総合的に判断した結果、本件申請を却下するとの決定を行ったことが認められる。

前記1(3)のとおり、生活扶助は、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の範囲内において行われることとされているところ、処分庁が行った訪問調査において、請求人は、食料は12月の保護費支給日までは困らない旨述べている一方、所持金については家賃を支払うと2,000円しか残らない旨述べており、請求人は、訪問調査日翌日である令和6年11月26日から同年12月分保護費支給日前日である同月4日までの9日間を手持金2,000円程度で、食費を除く生活費を賄わなければならないと推察される。

処分庁が、ケース診断会議において、訪問調査日翌日である令和6年11月26日から同年12月分保護費支給日前日である同月4日までの9日間を、請求人が手持金2,000円程度で食費を除く生活費を賄い、最低限度の生活を維持することができるか否かについて具体的に検討したかについては、疑義が残る。

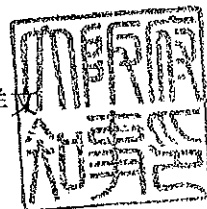
処分庁においては、保護費再支給の判断にあたり、請求人の生活実態など個別具体の事情について慎重に検討を行うことが望まれる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年7月14日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日

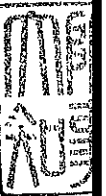
から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

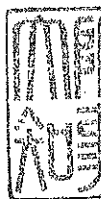


が
を
い
提
分
か
市
か
し
な
翌
決
場

社援第 1535 号

この謄本は、原本のとおりであることを証明します。

令和 8 年 7 月 14 日



大阪府知事 吉村 洋文

